

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください
（案件名）

労務職員採用の選考に関する規則の
一部を改正する規則（案）について

意見募集期間

2026 年 7 月 31 日～8 月 31 日

問い合わせ先

人事委員会事務局任用課

078-322-5823

1 意見募集期間

2026 年 7 月 31 日（金）～2026 年 8 月 31 日（月）

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法等によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570（宛先住所記入不要）

人事委員会事務局任用課 意見募集あて

(2) ファクシミリ による提出

(078)322-6153 人事委員会事務局任用課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス:jinjiinkai@city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウィルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

人事委員会事務局任用課

市役所 1 号館 22 階

平日 8 時 45 分～12 時、13 時～17 時 30 分までの間

(5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

3 注意事項

(1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

(2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。

(3) 提出される書式には、「労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則（案）」に対してのご意見・情報であることを明記してください。

(4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて 2026 年 9 月中旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

「労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則」（案）について

1. 改正の趣旨

神戸市交通局の自動車事業の安定的な継続に向けた人員確保を目的に、乗合自動車運転士の採用の強化を行うため、採用の年齢要件を拡大する規則改正を行います。

2. 改正の概要

「乗合自動車運転士」の資格要件である、年齢 19 歳以上 35 歳未満について、年齢上限を「神戸市職員の定年等に関する条例」で定める定年年齢未満とする旨を「労務職員採用の選考に関する規則」別表に追記します。

○労務職員採用の選考に関する規則 別表

【改正前】

項	職	資格要件
1	調理士 自動車運転手 乗合自動車運転士 高速鉄道運転士 駅務士 整備工 钣金溶接工 自動車整備技士 電工	(1) 年齢 18 歳以上（ただし、乗合自動車運転士については 19 歳以上、高速鉄道運転士については 20 歳以上）35 歳未満（ただし、高速鉄道運転士については 30 歳未満）の者であって、つこうとする職に必要な免許又は資格を有すること。（電工については職に必要な特殊の技能及び相当期間の業務経験を有すること。） (2) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。

【改正後】

項	職	資格要件
1	調理士 自動車運転手 乗合自動車運転士 高速鉄道運転士 駅務士 整備工 钣金溶接工 自動車整備技士 電工	(1) 年齢 18 歳以上（ただし、乗合自動車運転士については 19 歳以上、高速鉄道運転士については 20 歳以上）35 歳未満（ただし、 <u>乗合自動車運転士については神戸市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年 3 月条例第 59 号)で定める定年年齢未満</u> 、高速鉄道運転士については 30 歳未満）の者であって、つこうとする職に必要な免許又は資格を有すること。（電工については職に必要な特殊の技能及び相当期間の業務経験を有すること。） (2) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。

3. 施行予定日

2026 年 9 月 15 日